

尾張旭市水道事業検針票広告掲載募集要項

1 概要

この事業は、尾張旭市水道事業（以下「水道事業」という。）の資産を広告媒体として活用することにより自主財源を確保するとともに、民間企業等と協働しながら、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的に取り組む事業の一環として行うもので、市内全域の上下水道量水器の検針時に発行する水道ご使用量等のお知らせ（以下「検針票」という。）裏面に掲載する広告主を募集するものです。

2 広告掲載に際しての前提条件

検針票に広告を掲載するには、尾張旭市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び尾張旭市広告掲載基準並びに尾張旭市水道事業検針票広告掲載要領の規定に適合することが前提条件となります。

応募に際しては、あらかじめ「要綱」、「尾張旭市広告掲載基準」、「尾張旭市水道事業検針票広告掲載要領」及びこの「募集要項」の内容をご確認ください。

3 広告の規格等（広告を掲載する検針票の規格等）

広告の規格等は次の表のとおりです。

検針票の配布先	尾張旭市の水道契約者及び下水道使用者（年間約160,000枚配布）
広告掲載時期	広告掲載決定から3ヶ月後の検針月から原則1年間（毎月発行12回分） 掲載開始時期については、時期により異なる場合がありますので申込み時にご確認ください。
検針票の配布方法	水道量水器の検針時に配布
広告の規格【大きさ】	縦75.0mm×横65.0mm 【印刷色】単色（青）
広告の枠数	1枠
広告の場所	検針票裏面
広告掲載料金	年額165,000円（税込み）

4 募集期間

随時募集しています。経営政策課で先着順により受付・審査します。先着順で受付・審査・掲載者を決定するため、掲載者が決定した時点で募集を締め切ります。先着の順位は、経営政策課に直接提出する場合は受付順、郵送による場合は経営政策課への提出書類の到着順とします。

5 広告掲載の要件

申込者に市税及び水道料金等の滞納がないこと。

6 申込方法

(1) 提出書類

ア 尾張旭市水道事業検針票広告掲載要領に定める尾張旭市水道事業検針票広告掲載申込書（第1号様式）

イ 申込者の事業概要の分かる書面（パンフレット等）

ウ 掲載しようとする広告の概要（イメージ可）

※ 広告の掲載期間中に広告が無効となる可能性のあるものは掲載できません。（裏面へ）

(2) 提出先

尾張旭市役所 上下水道部 経営政策課 料金係

7 広告掲載の決定

水道事業は、申込書等受理した書類を審査し、掲載の可否を決定し、その結果をお知らせします。

なお、先着順での書類受付・審査により掲載の可否を決定します。

8 契約の締結等

広告主は、尾張旭市水道事業と広告掲載に関する契約を締結します。

広告主は、尾張旭市水道事業が指定する期日までに広告の完全原稿（電子データWord形式）を経営政策課に提出し、水道事業が発行する納入通知書で広告の掲載料金を納付します。なお、契約期間内の掲載広告の変更はできません。

9 その他の注意事項

- (1) 「尾張旭市広告掲載基準」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 水道事業に関連する上下水道関連工事業者の広告又は、上下水道関連商品の広告は、水道事業が特に認めるものを除いて掲載できないものとします。
- (3) 水道事業は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (4) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
 - ア 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - イ 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ウ 広告主が、広告掲載の決定後「尾張旭市広告掲載基準」の規定に反する業種や事業者となったとき。
- (5) 広告主が納入する広告掲載料は、検針票の作成費に充てます。
- (6) 応募書類は返却しません。

10 お問い合わせ

尾張旭市役所 上下水道部 経営政策課 料金係

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-53-2111（代表）

0561-76-8168（直通）